

第14回印西市補助金等評価委員会会議録

平成25年11月25日（月）
印西市役所 4階 41会議室

開 会 13時

出席委員 藤澤進委員長、神沢學委員、関川弘和委員、深堀哲夫委員、増田葉子委員

欠席委員 なし

担当課 (生涯学習課) 小池副主幹、大野主査、鈴木主査
(スポーツ振興課) 渡邊主幹、清田主査補、渡辺主事
(議会事務局) 佐々木主査補、内藤主査補

事務局 武藤課長、坂巻副主幹、鈴木主査補

傍聴者 なし

事務局 ただ今より、第14回補助金等評価委員会を開会いたします。印西市補助金等評価委員会設置要綱第6条の規定により、委員長が会議の議長を行うこととなっておりますので、藤澤委員長よりお願いいたします。

委員長 それでは、まず生涯学習課所管補助金の59芸術文化協会事業補助金について、担当課から簡単に説明していただいた後に、質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

担当課 芸術文化協会事業補助金の概要について、説明させていただきます。この補助金は、市の芸術文化の振興を図り、もって地域社会の発展に資することを目的に、市内の文化芸術の種別ごとに統括する管理団体で構成し、かつ、文化的地位の向上と地域文化の発展に寄与するために組織する協会に対して、補助経費の70%以内、1協会当たり40万円を限度として、予算の範囲内で補助金を交付するものです。補助対象経費は、報償費、旅費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、賄材料費、通信運搬費、保険料、使用料、賃借料、負担金となります。交付団体は、印西市芸術文化協会の1団体です。20年度からの変更点は、22年の3月の合併に伴って、補助金の限度額を36万円から40万円に増額しております。これは、合併による芸術文化協会の加盟団体の増加が見込まれたことによります。構成団体は、20年度12団体から

22年度15団体1,400名くらいになりましたが、現在は、会員13団体1,000名弱の構成になっております。補助金の効果につきましては、協会の主催事業として、市民を対象とした多くの事業を実施していただいておりますので、市の芸術文化の振興や地域の文化的発展に役立っているものと考えております。しかし、年数がかなり経っていますので、団体の事業も、継続的な事業が大半ですので、協会にも見直しを求めながら、更なる文化振興の発展を図っていきたいと考えております。以上です。

委員長 それでは、質問させていただきます。

委員 団体の活動内容と支出明細を教えてくださいと事前質問しまして、時系列で、回答をいただきましたが、ここに記載されているのは、13団体分ですか。

担当課 はい。24年度の主催事業で、主なものを記載させていただきました。この事業だけでなくその他の事業も行っております。予算を作成する際に、各団体から事業計画を提出していただいておりますので、その中で実施された主なものを記載させていただきました。

委員 それぞれの団体は、どのように組織されているのですか。登録制になっているのですか。

担当課 会の規約に、会員は、団体会員と定めています。結成の主旨等を記載した申請書を会長に提出して、役員会の承認を得て加入します。芸術文化協会は、部門ごとに組織するようになっていきますので、華道協会や舞踊連盟や囲碁連合会というような形で、それぞれの内容ごとに1つの団体を構成しています。例えば、華道協会ですと、その下に7団体あり、いろいろな所でサークル活動をしていて、その集合体として華道協会があるという形です。そういった下部の団体は、24年度時点で約100団体あります。

委員 新たに加盟しようとした場合は、この13団体のような上部団体が申請をするのですか。

担当課 新しい部門で会員になるということだと、同様の複数の団体に組織していただいて、加盟の申請を出していただくようになります。最近ですと、合併した年度に4団体に構成された能楽連合会が加盟しまして、活動されています。

委員 登録するのに基準はあるのですか。

担当課 市は、そういった部分について細かく関与していませんが、協会の規約に基づいて、総会の中で承認を得て、手続きをしているようです。

委員 芸術文化の定義が難しいです。単なるサークルとの線引きは、何なのかと思います。サークルが集まって連合を作って、補助金をもらうということと、どこが違うのかなと思いました。

担当課 一般的に芸術文化と呼ばれるような活動を、どれだけ協会が担っているのかは、難しい部分もございませけれども、単純に個別のサークル活動の発表会の延長で事業を行っているものではございません。複数のサークルの方が集まって、事業を行っていますので、各団体が同じ芸術文化の元に集まって、事業を実施しているという意味では、部門ごとに次へのステップになると思います。事業に参加して発表したり、市民向けの公開事業も行っておりますので、ある程度、役割を果たせているのではないかと考えております。

委員 サークルでもいいと思いますが、どこをどういうふうに目指しているのかははっきりしているのかと疑問に思いました。例えば、その道の専門家が何人か集まって、こういう活動は、芸術として推進していくべきか助言等してもらって、芸術のジャンルに入るものを推進育成していこうとしていくとか、サークルに近いところで、市民が誰でも参加できるようなところから芸術文化を広めていく方向なのか、どこを目指しているかによって進め方が違ってくると思います。お伺いしていると、そこがはっきりしていないように思います。目指す方向性をはっきり決めないと、この補助金が生きてこないと思いました。もう1つ聞きたいのは、お金の面で、1団体2万5千円交付していて、その使途の詳細は把握しているとのことですが、使途の明細は、あるのですか。24年度の決算報告がついていますが、これが各団体に細分化されているのですか。支出の部で補助金充当額の計が32万5千5百円となっていて、各団体に2万5千円ずつ交付しているのですよね。それは全部使われているのですか。各団体でどのように使われているのかわからないです。

担当課 決算書では、まとめて記載されていますので、個別の団体に関して、詳細がわからない状況になっています。個別の団体の補助金の決算については、全ての事業に対して、芸術文化協会に決算書類を提出していませんが、2万5千円分の支出について、何に使ったということを集まった際に、報告しています。例えば、短歌協会だと2万5千円のうち報償費が1万円、消耗品1万円、印刷製本費千円、通信費が3千円くらいというように、それぞれの項目ごとに支出した内容を報告するようにはなっています。

委員 それぞれ把握されているということですか。

担当課 はい。領収書を見て確認しているのかは、市でも把握していません。事業の実施については、全体的に把握していますけれども、決算として把握しているのは、資料として添付した決算報告書になります。

委員 13団体の内容についてはいかがなものかと思いますが、金額は、少ないのではないかと思います。芸術に対して、もう少し重要視していいのではないのでしょうか。例えば、書道展や絵画展に出展するには、もっと金額がかかっていると思います。やるのであれば、芸術の振興の高い市となるように目指したらいいのではないのでしょうか。

担当課 この補助金の要綱に、文化的地位の向上と地域文化の発展に寄与するために組織する協会と規定して交付していますので、市の芸術文化を担う団体として、更なる役割を果たしていただきたいと考えております。25年3月に教育委員会で、印西市の芸術文化の振興に関する基本方針を策定しました。それに基づいて、印西市はどのような状況で、どう展開していったらいいのかを何年かかけて検討していきたいと思っております。

委員 文化祭や作品発表会に4千人を超える方々が来場されているということですが、もっと盛んにしていただきたいです。

委員 市民文化祭は、市と団体の共催ですか。

担当課 共催です。

委員 決算報告の中で、市民文化祭の経費はどれくらいですか。

担当課 補助金には、含まれていません。市民文化祭については、会場や講師等に対する予算は、市の直接経費です。

委員 添付されている決算報告には、市民文化祭の分はなくて、芸術文化協会の自主事業の分ということですか。

担当課 はい。ただ、構成団体の中には市民文化祭で、団体独自のものを出したりしているので、そういう部分については補助金が充当されているケースもございます。

委員 この資料では、芸術文化協会の事業内容がわかりません。決算に見合う事業をどれだけやっていて、消耗品がどれだけ必要だから購入したのか等、確認できません。芸術文化協会の自主活動は、どんなことをしているのかわからないので、確認できる資料をいただければという感じがします。自主活動は、どのようなことをしているの

でしょうか。

担当課 主な事業は、事前質問の回答に記載させていただきましたが、この他に、例えば、囲碁連合会で申しますと、24年度6月に地区対抗囲碁大会、9月に女性囲碁大会、1月に新春囲碁大会、2月に交流親善囲碁大会というように、市民文化祭を除いて4本の事業を実施しております。それぞれ3万から10万円の経費かかっていますけれども、その詳細については、市では把握しておりません。

委員 市の文化芸術の振興プランがないので、どこを目指していくのか明確でないと思います。市としては、どこを目指していくと考えているのでしょうか。

担当課 地域的に特徴があるわけでもないのに、文化芸術で飛び出ることがなく、一般的なことになってしまっていますが、今後、何か特徴のあるものにしていけたらと検討しています。

委員 芸術文化協会のように1つのまとまった団体を作ることは、市の行政としてはある意味便利かもしれないですけど、芸術文化の振興の面からすると、協会という団体を作ることに對してどうでしょうか。

担当課 現状で、団体と対峙して、いろいろな強い要求されるということはありません。意見を自主的にいただくこともないので、意見をいただいたりして、進めていかないといけないと思います。協会に自発的な部分を持っていただいて、より明確に年度ごとの目標等を出していただいて進めていきたいと思っています。

委員 市としては、こういう組織があった方がいいというのは、理解できますけれど、加盟団体を見ても、間口が狭いですよね。古典なところに偏りがあると思います。認識されていると思いますが、洋式のバレエとか最近の舞台芸術は網羅されていないです。私は、千葉ニュータウンフィルハーモニーの定期公演に行っています。非常にレベルが高いですが、どこからか補助ももらっているわけではないと思います。そういったオーケストラもある市ですが、行政は、そういうものとコミットしていない感じがします。芸術文化協会に、いくら補助という形ではなくて、印西市の芸術文化のために運営を助けていくべき必要があるのはどこなのか、個別にコミットしていく方がいいと思います。

担当課 委員のご指摘のとおり、協会があることによって、うまくまわらない部分もあります。実際、協会を辞めていく団体もあります。辞める事情は様々ですが、団体運営等の問題があり辞めたり、団体としては続いているけど協会から脱退したりする場合があります。この補助金は、印西市芸術文化協会のみに対しての補助金ではないと考えて

おりますので、複合体で組織していただいた団体に対して補助をすることも可能と考えております。他の協会に加盟しない別の団体から働きかけがあれば、そういった部分も検討するのは、可能と思っております。事業の部分で申しまして、主として市民文化祭を実施していて、芸術文化協会が主導している形をとっていますが、例えば合唱やダンスについては、協会に加盟していない団体が一種目として実施しています。市民文化祭で1番人数が集まるのは、ダンスフェスティバルで、多くの若い人達に参加していただいている状況もありますので、市民文化祭の事業に限らず、こういった団体も助けていけるような事業を展開したいと思います。

委員 芸術文化協会のみを対象とした補助金でないのであれば、もっと他の団体にアピールしていけば、助けてもらいたい団体があるのではないかと思います。

委員 何をもって芸術文化かということは、それぞれ人によって違いますが、今のお話を聞いていますと、前回の補助金等評価委員会の時に、議論したこととほぼ同じ形で議論しているように思います。先程、印西市の芸術文化の基本方針をこれから作りたいというお話がありましたけれど、前回も同じようなことをおっしゃっていましたので、次回この委員会を開いても同じような状態になるのではないかと推測があります。25年度の予算で会費は、減っているけれど、何故補助金が増えているのでしょうか。会員の数が減っているのでしょうか。補助金は、団体に交付するから額が変わらないのではないですか。

担当課 調書に記載されているのは、23、24年度は決算額で、25年度は予算額です。

委員 それはわかりました。なぜ会員の数が減っているのですか。それなのに予算が増えていることの整合性がどうかと思うのと、25年度は、20周年記念事業だから40万円の予算ということなのではないでしょうか。

担当課 いただいた事業計画では、20周年記念事業だから増やすということではないです。

委員 事前質問の回答には、そう書いてあるように思います。

担当課 通常は団体に2万5千円ずつ交付して主催事業を行なっていますが、25年度については、2万5千円を各団体に渡さないで、その分を20周年記念事業に充てるということです。

委員 芸術文化協会が、20周年記念事業で全部使うということですか。

担当課 はい。

委員 芸術文化協会はどうやるかは、向こうに任せているのですか。

担当課 はい。

委員 20周年記念事業で、どうして40万円かかるのかわかりますか。芸術文化協会に任せていますか。

担当課 はい。

委員 そうすると、この補助金の性格は、各会員団体がどういう活動をするかということよりも、芸術文化協会に対して補助金を交付して、その中で自由に計画して自由に使ってもらうということですか。

担当課 自由ということではありませんが、計画をしていただいて、その計画に基づいて事業を実施していただいています。

委員 20周年記念事業の計画書は、もう提出されていますか。それと、文化芸術の芸術の方ですが、民謡とか囲碁は、芸術の分野に入るのですか。芸術の定義も人によって千差万別ですけど、どこまで入れるのかということも考えなければいけないですね。それと、対象団体のサークル活動は、芸術活動と言えるかという事前質問に対し、会員の芸術文化活動を促進することが目的なので、会員の下部団体が行う個別の活動は協会の事業には含まれておりませんと書いてありますが、下部団体に補助金を交付していますよね。

担当課 書き方がわかりづらくて申し訳ございませんが、会員は、芸術文化協会の団体ですので、その団体が行う事業に対して補助金を交付しています。

委員 団体に交付しているから、芸術活動と言えるのでしょうか。

担当課 そういった目的で、事業を計画、実施していると考えています。

委員 芸術文化というのは、生きる目標の1つなので重要なことだと思いますけれど、民謡とか囲碁が芸術と言えるのかどうかですね。文化とも言えますが、そうすると、何でも社会現象を文化ととれますよね。そういうものに対して、補助金を出して、客観性、公平性、納得性があるかということで見ると、単なる趣味親睦団体ではないのですか。公平性、客観性はありますか。

担当課 あると考えております。文化庁が芸術文化の範囲としている枠の中に、民俗芸能や民謡、伝統芸能も含まれていると定義されておりますので、市としても同様に範囲の中と考えています。

委員 いろいろなところに一律にお金を出すということは、ばらまきですよ。それで市の文化芸術の水準を上げるということは、そもそも無理なような感じがします。

委員長 先程から芸術とはどのようなものかという話がありますけれども、イメージとしては、我孫子市でやっています国際野外美術展は、大がかりなものですので、補助しないといけないと思いますが、今、印西の芸術文化協会がやっている事業で、市を挙げて応援したいというようなものは何かありますか。市では、全部対象項目で、芸術文化を応援しているというスタンスでやっているのでしょうか、何が何でももっと広くアピールしたいと思っているものは何かあるのでしょうか。

担当課 基本方針を定めましたので、それに基づいて、魅力ある芸術文化はどのようなものがあるか、洗い出しをして、実際に芸術文化を行っていただいている方や、見たり参加したりする方に意見をいただきながら、どういうものがふさわしいか、どういうものを作っていくのか、重点的に取り組んでいけるものを検討して、芸術文化の振興を図っていきたいと思います。

委員長 仮に、野外美術展のようなことをやりたいという団体が出てきたら、まずは芸術文化協会に加盟してもらおうのですか。

担当課 そういうことにはならないと思います。

委員長 市に直接、補助金の申請ができるのですか。

担当課 こういった補助金がありますという紹介をします。そういった中で、芸術文化協会に代わる組織ができれば、別の団体として補助金を出すということもあり得るかもしれませんが、現実問題としては難しいと思います。事業を実施する部分では、協力できることはあるかもしれませんが。例えば、市民活動で協働事業というものも1つの方策としてありますので、この補助金だけがこういった団体の支援ではないと考えています。

委員長 難しいですよ。協働事業も簡単ではないです。それから、民間の補助金もありますけれど、任意団体でやりたいと言ってもほとんど相手にされないです。きちんとした法人等にならないと、本格的には相手にしてもらえません。芸術文化に関して事業をやってみたくても、芸術文化協会に加入しなければ、この補助金の対象にはならな

いということですね。印西市の芸術文化の補助金としては、弱いと思います。もっと、大きなことをやろうとしているところを補助する仕組みはないのかなという感じがします。

担当課 そういったプランに対して出るものは、補助金がいいのかということもあります。現状、この補助金で芸術文化協会に支出している部分で申しますと、市民文化祭を実行する際も下部団体を総じて相手をして、取りまとめて事業を実施していますので、かなりの時間と労力がかかります。そういうことができていますので、一定の役割を果たしていただいていると考えております。補助金の目的で言うと、各団体がそれぞれ考えていただいて事業を実施して、市民に問いかけていただいているわけですから、補助金の役割を果たしていると思います。

委員長 他に質問ありますか。無いようですので、この補助金は、これで終わりにします。続きまして、61指定文化財管理等経費補助金について説明をお願いします。

担当課 指定文化財管理等経費補助金について、説明させていただきます。この補助金は、文化財保護法及び千葉県文化財保護条例並びに印西市文化財保護条例の主旨に則り、市の区域内に存する文化財の適正な保存管理並びにその活用、普及を図るため、指定文化財の所有者等に対し、指定文化財の管理等に関する経費について、予算の範囲の中で補助金を交付しております。交付対象額は、市指定文化財の他、国、県指定文化財について、対象経費の2分の1を上限としています。国、県指定文化財につきましては、国、県それぞれの制度がありますので、補助対象経費から国、県の交付金を除いた額の2分の1となっています。補助対象経費につきましては、建造物、史跡等、美術工芸品は、復旧、修理、修繕、防災その他工事経費、設計又は管理に要する経費、防災設備保守点検に要する経費、防虫、清掃、草刈り及び燻蒸に要する経費、給餌、施肥及び保護増殖施設工事に要する経費と定めております。無形民俗文化財は、用具及び器具の修理に要する経費の他、伝承活動に係る経費として、記録作成に要する経費、公開に要する経費、小冊子作成及び周知看板作成に要する経費と定めております。効果については、予算の範囲内でございますけれども、できる限り事前に所有者、管理者等の要望、意見を伺いながら対応させていただいております。目標に掲げた文化財の保存管理や活用、復旧に一定の効果を上げていると考えております。ただ、指定文化財それぞれについて、多額の修繕費とか防犯問題、後継者の問題等の多くの問題があるのも事実です。この補助金だけでは対応できないものも多くありますので、そういった問題も踏まえて今後とも適正な運用に努めていきたいと考えております。以上です。

委員長 それでは、質問させていただきます。

委員 事前の質問で、各保存会の内容は、それぞれ違いますが、上限が一律になっていて、それを妥当としている理由は何ですかという質問に対し、伝統的、自主的運営が行われている事業について、開催方法や事業規模まで指導し、補助金の名目にあわせた変更を求めることは、必ずしも良い方法と考えておりませんと回答されていますが、開催方法や事業規模を指導しなくても、一律の考え方と結び付かないと思います。各保存会で、費用が全く違いますよね。活動規模の大小に関わらず一律という考えではなくて、各保存会の活動の規模に合わせて、割合に応じて補助する方がいいとは考えられませんか。

担当課 現状がいいというわけでもなく、公平性に欠くということは、前回は指摘されていますので、毎回検討しています。指定の無形民俗文化財は、本来は、先程申し上げた補助対象経費に対して、補助すべきものですので、厳密に検討すべきことであるとは考えています。実際は、伝統的なお祭りで使われています。補助金として、適正な経費か検討した場合、クリーニング代等の役務費とか需用費、使用料は、そんなにお金がかかっていません。その支出に対して、厳密に領収書を確認したりすることができるのかということもありまして、そういう意味でもこの補助金を運用するのは、悩みが多いところではあります。ただ、後継者の育成に大きいウエイトをおいています。公開事業を実施する上で、練習期間が少ないところで2週間程度、多いところは1ヶ月程度、練習等を行っています。昔は地域のお祭りとして存在していて、いろいろな人が関わって役を果たすことが、その地域のステータスになっていた時代がありました。

委員 要するに、保存会に価値があるということの評価して、補助金を一律にした意味があるという主旨だと思いますが、トータルの予算を増やすかは別として、補助率2分の1というのを、3分の1とか4分の1にして、トータルを抑えるという考えもあると思います。結局、違うお金がかかっているところは、保存会の人で自前で出していますよね。それはそれなりに熱意があっているのですが、公共的に客観的なものとしての補助金であれば、結果的に一律15万円というよりも、率を3分の1とか4分の1に変えて、自己負担も同じようになるようにしていいのではないかと思います。検討いただければと思います。

委員 やはり一律の金額で交付しているのが問題だと思いますが、変えることは、できないのでしょうか。

担当課 一律15万円というわけではございません。無形民俗文化財の公開に関する補助について、24年度は上限15万円、今年度は20万円になっています。それ以外の部分の修繕や防災の点検等については、事業費に応じて2分の1の補助をしています。県の指定ですと、県からも補助金が出ますので、その補助金を除いた額の2分の1を

補助しています。団体によって育成費で、指導者に対して謝礼という形で支払っているものもあります。謝礼ではなくて、飲食料として支出している団体もあります。それを2分の1全て補助することはできませんので、上限額としています。それについては、引き続き検討していきたいと思います。次年度については、実績に応じての方がいいのではないかとということもありますので、実績ベースで見て、内容の精査も行ってほしいと思います。予算が確保できればですが、団体と内容を精査して運用できるような方法を検討していきたいと考えております。

委員 それぞれの保存会の内容に差があるように思いましたので、一律上限15万円は、おかしいのではないかと思います。文化財の防犯、防災対策はどのようにしているのですか。

担当課 防災、防犯対策については、文化財を担当している者にとっては、心配の種であります。建造物を中心に、警報機とか放水銃とか設置しています。所有者や周りの住民を含めて、文化財が守られるように指導していきたいと思っております。

委員 文化財審議会から防犯、防災対策について要望はありますか。

担当課 建造物で防災設備が整っていないところはないですが、古くなり、取り換えの時期にきているところはあります。審議会からは、意見はいただいていませんが、現状についてお話してありますので、ご理解いただいていると思います。補助があっても、大規模な改修、設置となりますと、地元の負担が発生しますので、募金等で計画的に資金を用意していただくようにもなります。そういったことも含めて相談しながら進めている状況です。

委員 補助率が2分の1というのは、どういう理由でしょうか。

担当課 従前からの部分が大きいのですが、国も内容によって補助率が決まっていますので、それに応じて県も市も支出をしているということになります。

委員 国、県の制度に応じてというのは、理解できますが、先程の芸術文化協会に対しては、補助率が70%で、指定文化財は50%というのが、市として整合性がとれていないと思います。現代のものが70%で過去のものが50%というのは、説明がつかないと思います。ですから、補助率を全体的に見直すべきだと思います。基礎的な補助率を決めて、事情に応じて補助率が変わるということはいいと思います。現在、補助が一律になってしまっていることについて、どちらがいいか一概には言えませんが、基本的には、地元で持ち切れない分を補助していくという形にしていくべきだと思います。地元で持ち切れない分を、保存していくために、市が補助するというように根

抛をおかないといけないですよ。地元の負担金があって、保存会や地域の人の寄附金でやっているところもあれば、細々とやっていて補助金がないとできないところもありますよね。担当課は、事情をよくわかっているはずですから、地元で支えること自体がその地域の文化になるわけですので、基本的には、地元でやってもらうという視点を持った方がいいと思います。それと、補助金の名称が、指定文化財の補助金となっていますので、指定文化財のみの補助だと思えますけれど、指定されていなくても重要な文化財は、ありますよね。指定を待っている状態の文化財はどれくらいありますか。

担当課 毎年のように指定文化財が増えているという状況ではないです。現状で、指定してほしいという要望はないですが、市の事業として、そういったものがあるかどうかの基礎調査は、徐々に実施していますので、指定になるものが出てくるかもしれません。印西市文化財審議会で意見をいただいて、指定という形になってくると思います。補助金の名称につきましては、国の登録文化財も指定文化財制度の一部でございます。この補助金の対象としても国の登録文化財も入っていますが、国の補助対象は、設計等の経費だけなので、市の運用としても同様に対応しています。

委員 登録文化財制度ができた時に、なかなか国の指定をとることができないけれど、壊れたら困るということや、建物等は、所有者の指定の理解が得られない場合に、登録しておくというような緊急措置的な制度だったと思います。いずれ環境が整えば、指定されていく文化財だったと思います。行政からすると、指定と登録では、大きく違うと思います。印西市として、それに準じた制度もあっていいと思います。審議会が保存するに値する文化財と認めたら、補助の対象になるというような制度にしていく必要があると思います。

担当課 指定文化財の基本的な問題点としましては、個人の所有物でありますので、その部分に、どれだけ公の経費をかけられるかということがありますので、仮に審議会で認められた場合にしても、条件を統一して判断することが可能なのかという点と難しいと思います。印西市では、登録文化財制度について規定を定めていませんので、今後、検討していかなければいけない問題だと思います。現状では国指定の登録文化財が1件ありますので、その運用については、市が単独で補助をしていくのは、なかなか難しいところがあります。

委員 練習運用費が多く支出されていて、報償費や謝礼の項目があり、それ以外は、練習費とか運用費のようですが、ほぼ飲食代ということでしょうか。

担当課 はい。

委員 先程の補助一律の話にも絡むのですが、各保存会で、金額は違いますが、残りは全部飲食代に使っているととれますよね。その部分が大きいことは問題だと思います。後継者を育成するためということですが、こういう使い方というのは、補助金の使い方としてよくないと思います。

担当課 ご指摘の部分は、我々も解釈に苦慮していますが、団体によっては、謝礼を出しているところもあります。ただ、団体によって、謝礼額が異なるがどうなのか等のいろいろ問題が出てきます。謝礼を直接払うのではなくて、何時間も拘束している中で飲食代を負担しているような状況もあります。謝礼で払う、又は、謝礼として飲食代で払うという運用をしているところもあります。全体で集まって、飲食しているなら問題外ですが、練習の際に、飲食する部分については、謝礼的な意味で一定額を認めているのが現状です。

委員 こういう使い方だと市民に説明できないですよ。そういうグレーゾーンがあることが良くないわけです。先程、みんなで集まって、飲食していないとおっしゃっていましたが、それは分からないですよ。この補助金の決め方が、そういう部分を残してしまっています。使い方はどうなのかと聞かれた時に、こういうふうになっているからこうなっていますという仕組みにしないと、いろいろと問題が出ると思います。本当に必要な指導者のために、謝礼は、必要だと思いますけれど、よくわからないところに使われてしまっているのではないかと思われること自体が、よくないと思います。文化財を残すことを反対しているわけではないですけど、補助金の使い方をしっかりしていかないと、廃止となりかねないと思います。

委員長 補助対象経費の部分が、明確でないというのが問題点であります。最終的に、全部が15万円で揃えているから問題ないと見えますけれど、例えば、鳥見神社の獅子舞は決算が31万円、いなさぎ獅子舞は決算が104万3千円、同じような獅子舞でありながら、3倍くらいの差がありますよ。中身を見ると、104万円のところは、報償費が40万2千円で、労務に対してかなり多額ですよ。もう片方は弁当代、お茶代ということですよ。今まで15万円だったのが、今年度は20万円になると、満額もらわないところが出てくるわけで、対象になる基本のベースをはっきりさせておかないと、不公平感が出てくると思います。特に労務関係のものは、補助金として認めていいのかどうか、私の感覚としては、違うのではないかと感じます。例えば、伝承のための踊りの衣装を更新、伝承するためにビデオ等で撮るための経費は、認めていいと思いますけれども、飲食や賃金の部分は、同意できないと思います。人によって、かなり違いが出てくると思いますが、その辺は、今年度限度額をアップしたことによって表面化してくると思います。

委員長 他に質問ありますか。無いようですので終わりにします。ありがとうございました。

それでは、委員会としての今後の方向性について、意見を伺いたいと思います。まず、59 芸術文化協会事業補助金についてお伺いします。

委員 私は、廃止です。

委員 私も、廃止です。

委員 私は、縮小して継続です。

委員 私は、廃止です。

委員長 私も、廃止です。

従いまして、委員会としての意見は廃止で、縮小して継続を少数意見とさせていただきます。

次に、61 指定文化財管理等経費補助金について、意見を伺います。

委員 私は、縮小して継続です。

委員 私は、現状維持で継続です。

委員 私も、現状維持で継続です。

委員 私も、現状維持で継続です。

委員長 私も、現状維持で継続です。

委員会の意見としては、現状維持で継続で、縮小して継続を少数意見とします。

次に、62 体育協会運営事業補助金について、担当から説明をしていただいた後、質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

担当課 印西市体育協会運営事業補助金について、説明させていただきます。体育協会は、市民の体力の向上とアマチュアスポーツ精神の高揚を図り、市のスポーツ振興に寄与している団体でございます。各種の市民大会や教室の開催、印旛郡市民体育大会や千葉県民体育大会へ、市の代表選手として派遣するための選手育成、指導等、市スポーツ推進の根幹となっております。近隣市町村におきましても、体育協会は、スポーツの推進母体として組織されておきまして、同様の活動を展開しております。なお、平成24年度の団体数でございますが、20団体、約3,500名が加盟しており、補助金としましては、515万9,535円交付しております。今後の市民スポーツの普及推進、更なる競技力の向上を目指す団体として支援することとしています。以上

でございます。

委員長 それでは、質問させていただきます。

委員 松山下公園の体育館は、素晴らしいと思いますが、特殊なものかもしれませんが、クレ射撃やプール等、足りないものもありますよね。そういった恩恵を受けられないスポーツに対しては、どのような対策をとっていますか。

担当課 印西市のスポーツ競技は、多岐にわたって、市民の皆さんに体力の向上ということで、実施いただいておりますが、水泳や、クレ射撃、こういった競技団体も体育協会に加盟しております。大会や日々活動する場所としては、やはり精通する施設でないと競技、運営ができません。そういったことから、その参加費、通年活動する活動費については、補助させていただいておりますが、他の競技と比較しますと、施設使用料が高額になっておりますので、平等性に欠けているのではないかと考えております。これについては、次期体育協会の役員会でどのようにしたらいいのか、行政も一緒になって、参加する方々の参加料を抑えるという意味も含めて協議を早急にしていこうと考えています。特殊なものですから、公共施設として整備するのは、今のところ難しいので、そういったところでカバーできたらと考えております。

委員 全国的から見て、団体数は多いのですか。

担当課 印旛郡市を調べましたところ、佐倉市22団体、成田市35団体、四街道市22団体、八街市15団体、富里市21団体、白井市19団体でございました。印旛郡市の中では、平均的な団体数であります。成田市の35団体は、幅広く、レクリエーション協会や、競技スポーツでなく、もっと緩やかなニュースポーツ団体も多く加盟しております。

委員 千葉県民体育大会での印西市の成績は、どれくらいですか。

担当課 千葉県民体育大会には、印旛郡市民大会で上位になった方が、印旛郡代表で選ばれて、参加しております。24年度、印西市の選手は、51名の方が印旛郡市代表として県民大会に参加されました。千葉県民体育大会での印旛郡市の総合順位は、5位でした。

委員 現在の補助金の予算については、基本的にもどのようにお考えですか。

担当課 平成24年度は、収入としましては、会費として約70万円あります。それと市の補助金を併せて、各種競技団体に大会費や教室、講習会という形で支出させていただ

いています。大会については、春、秋2大会を限度として、教室については、1回補助をしています。毎年、理事会、役員会、総会を経て、競技団体に交付していますが、今のところ、概ね運営費として問題はないと思います。ただ、先程お話をさせていただきましたが、市に競技施設を持たないものについては、もう少しなんとかできないかというご相談はあります。

委員 現状の補助金で不都合なところはありますか。

担当課 今のところは、特段不都合なことはございませんが、先程もお話しましたが、水泳教室等の会場使用料の補助をどうするかというのは、問題点だと思います。

委員 印西市体育協会と市の組織の関連は、どのようになっていますか。

担当課 体育協会は任意団体でございますので、平成初期は、市の体育担当は、野球大会やバスケットボール大会等の各種大会に出向いて、会場の整備や運営の手伝いや後片づけをやっておりました。それが、平成10年以降になりますと、体育協会が前面に出ていただきたい、また精通する競技の運営について、自主運営ができないかの呼びかけをしまして、この補助金を活用させていただき、今は、すべての競技団体が大会の計画、運営、報告をやっていただいております。本来ですと、毎週いくつも運営しなければいけないものを、それぞれ競技を運営されていますので、市と体育協会とで、充分調整をさせていただいて、必要なものは確保して、不要なものは削らしていただくというような、お互いの意見をぶつけ合って、相乗しながら運営できていると考えています。違った意見が出た場合は、相談にものりたいと考えています。

委員 補助率が、他の市の補助金と比べても非常に高いですね。そのことについて、事務局としてどうお考えですか。

担当課 補助率が妥当かどうかという、近隣の状況を調べさせていただきました。加盟人数は、成田市は8,800人、富里市は3,000人、白井市は2,800人、佐倉市、四街道市、八街市は不明でございます。他の市の補助金と比べても、必ずしも高いとは言えないだろうと思います。

委員 印西市の他の補助金と比べると高率ですね。どうしてスポーツだけ特別なのかと思ってしまいます。そういった話は内部ではでないですか。

担当課 内部では、特に聞いてございません。

委員 市として、いろいろな団体へ補助している中で、90%の補助は、非常に高いです。

市全体として見直していくべきだと思いますので、予算がつくからいいという考えは止めてもらいたいと思います。それと、決算書の中で、加盟団体への運営助成が大きいですね。これについては、加盟団体がどう使っているか把握していますか。

担当課 各団体の支出に関しては、決算書を提出していただいています。

委員 どういったことに使っているのですか。

担当課 市民体育大会の開催、教室の開催、市民体育大会以外でも、その他の各種大会がある団体もあります。各団体独自で運営していますので、そういった経費として支出されています。

委員 補助の充当先として、各種市民大会運営助成として61万7,670円の補助金が充当されています。加盟団体に助成をして、加盟団体から市民大会への負担金があるのですか。

担当課 市体育協会から各競技団体へ、1団体5万円プラス所属団体の人数に200円をかけたものが、運営助成費として交付されます。市民大会にも使われていますし、独自で行っている大会、各種スポーツ教室、講習会等に支出されています。

委員 支出先として、市は適正と考えていますか。

担当課 はい。

委員 きちんと整理した方がいいと思います。市民大会の運営のためにいくらというのを決めて、運営助成として加盟団体に交付された分については、加盟団体独自の事業を促進してもらうためにも、団体の中で使ってもらうようにした方がいいと思います。また、体育協会にお金を戻すような使い方ではなくて、それぞれ加盟団体の自主的な事業をしっかりとやってもらう指導が必要です。市民大会は、体育協会が直接に支出していく形にしていかないと、曖昧な感じがしました。それと、郡市民体育大会への選手の派遣費は、どのように使っているのですか。

担当課 選手の強化費プラス当日のお弁当代です。

委員 当日の昼食代ですか。それは、止めた方がいいのではないのでしょうか。

担当課 競技は、1日もしくは2日かかる大会もございます。朝から夕方までかかる競技もありますので、昼食代は補助していいと判断しました。

委員 1日やっているから飲食費はいいというのは、考え方としてどうでしょうか。そんな補助金は、他にはないです。それと、郡市民大会で派遣費を出すというのも、他にはないです。

担当課 派遣費の中には、大会当日のための手当だけではなくて、大会の出場が決まって、大会までの練習等の経費も含んでいます。

委員 この前に、この委員会でヒアリングした中学校部活動補助金は、県大会からの補助です。郡市民大会で、丸抱えしてお弁当代まで出しているのは、どうかと思います。見直しが必要だと思います。少なくともお弁当代はいらないと思います。印西市を背負ってやっているものは、他の補助金にもいっぱいありますから、この補助金だけ特別というのはおかしいと思います。市の中で、きちんと整合性をとった方がいいと思います。スポーツ振興に異論はありませんが、どこまで市が補助するかは見直した方がいいと思います。

委員 競技スポーツと市民スポーツの振興、どちらを目指しているのですか。

担当課 両方です。

委員 全体のスポーツ振興ですか。

担当課 競技スポーツとといいますと、極める分類で、幅広い生涯スポーツとといいますと、日常的に活動するイメージですけれども、体育協会で行っている大会は、テニスやサッカー等の専門競技を指しています。

委員 体育協会に20の団体がありますよね。その20の団体の中に、いろいろな細かなスポーツクラブがあるという構成でよろしいですか。

担当課 すべて対等になっていますが、20のスポーツ種目があるということです。

委員 それは、団体という組織になっていますか。

担当課 それぞれが、組織になっています。

委員 団体の直下は、会員ですか。

担当課 そのような場合もありますし、その他にサッカーであれば、何々クラブというよう

なくつかのチームが集まったものが、サッカー協会になっています。野球であれば、21チームのそれぞれ代表が集まって、集合体として野球連盟になっています。

委員 新たに加盟する場合は、どうするのですか。

担当課 1年以上、実績、経験を見させていただきます。その組織が補助金を受けるわけですから、経理、大会運営、事業計画を見て事業運営も問題がないか等を精査させていただきます。その後、体育協会に加盟していいか審査を経ます。

委員 団体とか連盟でないと、体育協会に入れないということですか。

担当課 はい。

委員 団体ごとに5万円と会員割があって、団体には、それぞれ報告書をもって個別に管理してもらっているとのことですが、その妥当性は、どのように確認しているのですか。

担当課 最終的に実績報告書を提出していただいて、補助金の使いみち等の内容を審査しています。

委員 使いみちは、決まっているのですか。

担当課 通信費や会議会場の借り上げ等でございます。

委員 この5万円の補助金は、各団体の収支での割合はどのくらいですか。

担当課 各団体が運営するために、チームから会費をいただいて、市の補助金を合算して、会議等を開催していますので、補助金だけを充てて運営しているということはありません。

委員 その割合が、半分なのか、どれくらいなのかわかりますか。団体によって違いますか。

担当課 団体によって違います。

委員 団体からみて、この補助金の満足度は、どうなのでしょう。

担当課 やはり母体の大きいところは、もっとほしいというところもありますけれど、一律

で同じような運営をさせていただいております。あとは、会費で運営していただきたいとお願いしております。

委員 スポーツ振興という目的が正しければ、使い方は、何でもいいということではないですね。市民の税金を使っているのですから、適正に使われたかチェックする必要があります。補助金額ですが、計算すると年間1人当たり1,600円で、本人の負担は年間200円です。この割合は、妥当でしょうか。

担当課 近隣市町村の状況を調べさせていただいた中では、成田市は8,800人と先程申しましたけれども、市の補助金で割返すと1,640円くらいになります。

委員 質問は、本人負担が200円というのは、妥当かどうかということです。先程も話があったように、9割の補助は、他の補助金に比べて非常に高率です。それで、1,600円の補助金に対して、個人負担200円が妥当でしょうか。他の市の補助率は、どれくらいでしょうか。

担当課 申し訳ございませんが、補助率は、調べておりません。

委員 スポーツ振興に対しては、反対しないですけれども、本人のためでもあるわけですから、本人の負担額が200円というのは、少ないのではないかと思います。近隣市町村との比較もしていただきたいです。1人当たりの負担額の200円を上げることはできますか。

担当課 申し訳ないのですが、会員の1人当たりの負担は、100円です。200円は、こちらから交付する方の会員割の額です。

委員 そうすると、もっと少なすぎますね。

担当課 もう1つご説明したいのは、例えば野球ですと、1つの大会に出場するのに各チームが15,000円くらいの登録料等がかかる種目もございます。野球の場合は、審判も頼まないといけないので審判手当等もかかるため、高額な参加費をとっている競技でございます。そういったところで、本部としては、個人負担を100円としているのですが、委員ご指摘のとおり本人負担額の増については、課題であるとは思いますが。

委員 今の参加費というのは、補助金に入っていないのですか。

担当課 入っていないです。各種目、大会運営の他に、各種大会費というのを体育協会から

支出していますが、経費がかかるので、それでもやりきれないということです。

委員 いずれにしても、個人負担が年100円というのは、少なすぎますので、見直すべきです。それと、自主財源確保に向けての努力は、どういう形でしているのですか。それに対して市は、どういう指導をしていますか。と事前質問しましたが、回答は、運営費で出しているから自主財源の確保までには至りませんという回答になっていますが、補助金は、市民の税金を出しているわけですから、自主財源の確保を考えるべきだと思います。どういうふう自主財源を発掘するかはわかりませんが、いろいろなことをやって、不足額を補助金で出すべきです。自主財源確保の努力は、まったくしていないのですか。

担当課 団体によっては、市民体育大会の際に、企業から協賛金をいただいたり、極力、大会や教室を運営する際は、参加費を無料にするのではなくて、参加する方から負担をいただいて、できるだけ自主財源を確保して、運営できる形でお願いしたいと各団体に、お話させていただいております。

委員 そうすると、その結果、費用の何割を自主財源でまかなって、何割を補助金でカバーしているという統計や実績はとっていますか。

担当課 今のところ、とってはおりませんが、なかなか自主財源の確保は難しい状況でございます。

委員 難しいからこそ、他でやっている成功例や、情報提供を集めて、市として指導すべきだと思います。運営費の一部を自分達でまかなって、それでも不足するから補助金を請求するのが本来ですね。体育協会の幹部とよく話をして下さい。それと、法人化に向けた研修を行ったとのことですが、視察で得た情報は、具体的にどのような情報ですか。

担当課 将来は、松山下総合体育館に指定管理者制度を導入するという話がありまして、体育協会が指定管理を受託したいということから、社会の信頼性も含めて法人格をとって、指定管理の受託を目指そうとしています。法人格をとって指定管理を受託している体育協会にうかがって、法人格をとった経緯やメリット、デメリット、指定管理者を受託してどういった部分に問題が生じたか、自己財源の確保等について、お話をうかがってきました。

委員 それに対して、補助金は出していないのですか。指定管理者制度をやるかは、体育協会自体の問題ですね。スポーツ振興の目的とは少し違いますよね。これに対して補助金を出すのは、いかなるものかと思いががあります。補助の対象にはなっていないで

すか。

担当課 はい。

委員 それであれば、結構です。それから、加盟団体の収支表をもらっているとおっしゃっていましたが、どういう形でチェックしているのですか。収支の費目別に集計表を作られていますか。

担当課 1年間の事業をまとめた収支をいただいています。団体ごとに費目別に比較はしていません。

委員 どの費目が1番多くて、各団体で不適切な支出がないか、確認すべきです。それと、法人化するとメリットがあるということですが、先程の話だと指定管理制度に応募するためということでしたので、市民にとってのメリットとは関係ないですね。今よりもサービスがよくなりますか。

担当課 スポーツに関しては、いろいろ見聞きしますと、既に近隣では指定管理者制度が始まっています、受託者側で財を生まないといけませんので、教室や大会等、自主的な事業をしているのですが、相対的にみると、全てが良い方に回転しているわけではないようです。デメリットとしては、施設の予約が取りづらくなったとか、利用者側が利用しづらい状況になったというお話も多々聞いております。

委員 メリットがあるから、指定管理者制度を導入しようとしているのですよね。指定管理になると、補助金でなくなりますか。

担当課 はい。

委員 その方が、効率が上がって、費用が少なくなるのが最大のメリットですね。その代わりデメリットもあるということですね。指定管理者制度にした場合に、業者を審査、指名するのは、スポーツ振興課になるのですか。

担当課 スポーツ振興課か都市整備課になります。建物の管理は、都市整備課が行っていて、貸出、運営は、スポーツ振興課が行っています。

委員 もし、指定管理になった時は、話し合いとか契約する時の約束事をきちんと決めて、守っていただいて、市民の利便と経費の削減を両方とも図れるようにするためには、1人当たりの個人負担や、補助金がどう使われているか等を分析していかないといけないと思います。実績をデータで持ち、指導していくようにしないとけないと思

ます。指定管理者制度にした時に、応募するのは、体育協会以外もあるでしょうね。

担当課 たくさんあります。

委員 今までは、補助金で大らかにできたような感じですが、それだけじゃないということをよく認識してもらうように、指導してもらいたいと思います。そのために、やはり基礎データと近隣の状況を細かく分析して、印西市として、どういう形がいいのか考えていかないといけないのではないのでしょうか。

委員長 市内大会をやりますけれど、会場費はどうなっていますか。大体は無料ですか。

担当課 市民大会の2大会のみ減免していて、それ以外の大会に対しては、使用料をいただいております。

委員長 正規の額ですか。

担当課 はい。

委員長 スポーツの場合は、受益者負担が必要だと思います。本人の楽しみでもあるので、基本的には、受益者負担していただいていると思います。会場費も払っていただいていると思います。先程も、野球では、登録料が1万円かかるというお話がありましたけれども、考えてみれば10人で出たとしても、1人当たり千円ですよ。それで1日楽しめるなら、安い費用だと思います。私もサッカーでいろいろな試合に出ますけれど、大会の費用は、けっこうお金がかかります。でも、負担するのは、当たり前と思っています。考えてみると、ここに出ているのは、大体が大人ですよ。社会人がどうして払えないのかという気持ちが拭えないです。もう少し本人負担のところを多くしていただいた方がいいと思います。その上で、競技力の向上ということで、県大会や関東大会、全国大会に行くようになるのなら、それはそれで応援しなければいけないという気持ちもあります。近隣で活動している分には、当たりのことで、全員に援助しなくていいのではないのでしょうか。社会人には、ある程度一定の負担を求めてもいいと思います。それから、先程も指定管理のお話がありましたけれども、我孫子市はうまくいってないです。2、3年体育協会が指定管理者でしたけれども、今年から外れて、別の団体が指定管理者になっています。サービスの面で対応できなかったということがあります。

委員長 他に質問ありますか。無いようですので、この補助金は以上で終わりにします。次に、63スポーツ少年団運営事業補助金について、説明をお願いします。

担当課 印西市スポーツ少年団運営事業補助金ですが、スポーツ少年団は、スポーツを通じて、青少年の健全な育成を図ることを目的として、日々スポーツ活動に取り組んでいます。それぞれの団体を単位団と呼んでいまして、単位団の活動はもとより市内大会の実施や団員による市交流大会の実施、千葉県交流大会への参加、認定指導者取得の奨励等、市少年団の中心的な役割を担い、活動の普及、育成を図るため補助金を交付しております。なお、平成24年度の市スポーツ少年団は、9競技、24団体が登録しております。また、補助金としましては、55万円を交付いたしました。今後もスポーツを通じ、子供達の健全な育成を図る団体として支援していくこととしています。以上です。

委員長 それでは、質問させていただきます。

委員 少年の定義は何ですか。

担当課 中学生までをスポーツ少年団として、認定しています。

委員 体育協会の補助金と重なったりしないですか。

担当課 基本的には、千葉県主催の交流大会に参加しております。ただ、少年野球、少年サッカーについては、市内にいくつかのチームがございますので、市内大会を開催しております。ただし、これはスポーツ少年団運営事業補助金が充てられているわけではなくて、チームそれぞれの持ち寄った参加費等で運営しているということになっています。

委員 県の交流大会の参加費は、この補助金で、市内の大会は、自主財源ですか。

担当課 はい。

委員 ということは、先程の体育協会運営事業補助金は、少年の部には出ていないのですか。

担当課 市民大会には、少年の部として参加しておりますが、それも同じようにスポーツ少年団の補助金を使って出ているのではなくて、チーム、個人が市民大会に参加させていただいております。

委員 体育協会運営事業補助金は、少年には出ないということですか。

担当課 運営の中では使っていると思います。

委員 それは、少年が混ざっているからですか。

担当課 市民大会の剣道、空手、柔道は、高校、一般の方が若干少ないので、少年の部を設けて運営しております。体育協会運営事業補助金は、運営の面では出ております。

委員 剣道、柔道、空手は、少年部があって、少年部が市の大会に出る時には、体育協会の補助金が出るということですか。

担当課 はい。スポーツ少年団の補助金で参加しているわけではなくて、体育協会の大会の運営費が出ています。

委員 決算書に、登録料があるのですが、収入の登録料は、市に入るものですか。

担当課 市スポーツ少年団が、各団員、指導者から登録料をいただきます。それを一括して、県に納めています。支出の登録料は、毎年県に払うものです。

委員 体育協会が主催する大会に出る時は、スポーツ少年団の補助金は、使っていないということですが、それは運営上、自主規制しているのですか、それとも制度としてそうなっているのですか。わかりにくいので、体育協会主催の大会の場合には、使わないというのを明確にするとか、ルールを作った方がいいですよ。それと、登録料の登録者数は、活動の活発度を表すのですか。

担当課 そのとおりです。

委員 表で出していただきましたが、22年度から比べると、団員数が減っていますよね。

担当課 何故、子供達の数が減ってきているのかは、スポーツ少年団員に限らず、学校関係者からも聞いていますが、野球からサッカー、サッカーからバスケットと種目を流れているのではなくて、根本的にスポーツに携わる子供が減っていて、スポーツに取り組まない子供達が多くなっていると伺っております。今までやっていたスポーツから別のスポーツに変えたというわけではないようです。子供の減少もありますけれども、スポーツをやらないということがあるようなので、もう少し子供同士で声をかけて、スポーツができるような機会ができればいいと考えています。

委員 そうすると、スポーツ振興の補助目的が、うまくいかなくなりつつあるということですか。

担当課 一概には言えないと思います。

委員 今までの補助金の使い方とか、やり方でいいのか、そういうことを見直す必要がありませんか。

担当課 必要あると思います。

委員 印西市の少年の数は、増えているのではないですか。

担当課 新たな団地の方は、増えているのですが、既存の地区は、減っています。

委員 計画で、スポーツ振興に役立てるには、今までの活動の仕方、予算の組み方でいいのかどうかということも含めて、検討をお願いできたらと思います。

委員 団員が少なくなってきたのは、問題だと思います。今やっているスポーツの種類も適切かどうかも考えていかないといけないと思います。皆さんがやっている他のスポーツの方が、面白そうだと思う少年が多くなってきたのではないかと思います。スポーツ少年団の存在自体が、古いイメージに取られるようになってしまったのではないのでしょうか。

担当課 委員のおっしゃったように、スポーツ少年団といいますと、かつては、多くの子供が所属していましたが、今は親も、もっと高レベルなものということで、英才教育ではないですけども、地域の活動とはかけ離れて、もう少しレベルの高いチャンピオンスポーツ、どちらかと言うと、塾的な活動が増えているようです。地域活動をもっと大事にしていただければと思いますが、子供だけではなくて、親の考えもありますので、何とも申し上げられない状況です。それと委員のおっしゃられたとおり、ニュースポーツも何十種類、何百種類とございますから、団員活動よりは、自由にいろいろなスポーツを選べるようになってきているのが事実です。印西市は、9競技で、種目が限定されていますので、それ以外のスポーツも可能であれば組織化できればいいと思いますけれど、それを指導する大人の指導者育成も併せてやっていかなければいけませんので、時間はかかると考えています。

委員 自主財源が減っていく傾向ですけど、どのようにお考えですか。

担当課 無ければ無いなりの運営をしていかなければいけませんので、どういった付加価値をつけるのかというのが、大きな課題とっております。与えられた予算に対して最大限の効果が生まれるような活動ができればと考えております。

委員長 私も、スポーツ少年団の認定員の資格を持っています。先程、団員が少ないというお話がありましたけれど、登録する人が少ないのです。何故かという、県大会の時に登録します。100人いても県大会に出られるのは、サッカーであれば11人で、その分だけ登録すればいいわけで、他の人の分も登録すると無駄金になってしまうので、登録しません。だんだん、各チームで徹底してきました。県大会に行けるのも、市によって違いますけれども、予選をやって行くところと、順番に行くところがあります。全部のチームが行けるわけでない、出られないチームは登録していません。そうすると、県大会に行くところだけ登録しますけれど、県大会は、各競技で1回あるかどうかです。そうすると、自然に細っていくのは当たり前です。もともとの制度に疲労がきているのかと思います。市の努力で、県大会を増やすわけにはいきませんし、難しいところだと思います。市内の大会があればいいのですが、県大会1本で、代表選手しか行かないとなると、登録しないと思います。やはり費用対効果がうまく合っていないと思います。認定員も毎年、登録費を払いますし、団員の方もけっこう払いますし、その辺が難しいのではないのでしょうか。

委員長 他に質問ありますか。無いようですので、以上でこの補助金は終わりにします。次に、64スポーツ行事補助金について、担当課より説明をお願いします。

担当課 印西市スポーツ行事補助金ですけれども、印西市は総合体育館がオープンしましたことから、市のスポーツ振興基本計画である、するスポーツ、みるスポーツ、支えるスポーツを柱に、市のスポーツ推進に結びつくスポーツイベントを開催する団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付しているものでございます。補助金額は、補助対象経費の3分の2以内として交付しております。平成24年度の補助金交付実績は、バスケットボールフェスティバルに18万円、六軒相撲に22万円、千葉県ラグビーまつりin印西に40万円、併せて80万円を交付しました。市民や来場者が観る、応援する、体験する、感動する、こういった事業を展開していく団体に対し、積極的に支援していくこととしております。以上です。

委員長 それでは、質問させていただきます。

委員 昼食代の問題ですが、ラグビーと相撲は、昼食代を補助していますよね。けれども、バスケットは、他の活動に使っていますよね。それでいいのでしょうか。どうお考えですか。

担当課 ラグビーにつきましては、競技そのものの運営には、資機材等は自前の物もあります。ラグビーイベントは、チームのトップリーグ、NECとかNTTの実業団レベルのチームを呼びますと、アフターファンクションと言いまして、ゲーム終了後に交流

飲食会なるものを開催しております。ごく一般的にラグビー競技においては、実施されているようです。ですので、選手、役員の昼食以外にアフターファンクションという慰労会に必要な経費ということと認識をしています。相撲につきましては、昔、六軒が出生地の横綱がおりまして、それを記念して地域振興として行っております。対象は子供達で、個人戦と団体戦を併せて昼にかかるイベントでございます。そういったことから、おにぎり等を参加者に振る舞っています。

委員 ラグビーは、実業団として来てもらい、交流会が必要ということですが、自腹というわけにはいかないのですか。六軒相撲は、少年だからおにぎりを出しているということですか。

担当課 何とか削減できないだろうかということで、ラグビーの関係者が、実行委員会を開いた時にお話したところ、昼食代は、今後できるだけ削っていただくような形で了解をしていただけました。

委員 交流会も自主財源で努力していただけないでしょうか。

担当課 NECは近くだからいいのですが、大学生や関西からのチームを呼ぼうとすると、その時にはまた復活しないといけないと思います。

委員 相撲は、子供達が家からお弁当を持ってきていいと思います。

担当課 昔からの地元の混ぜご飯を六軒相撲の時に振る舞うのは、地域振興も併せて継承していきたいということです。

委員 それは、目的が違いますよね。婦人会の活動等で行うならわかります。バスケットは、講師代がありますね。

担当課 バスケットは、今回は有名な指導者を招いて実施したようです。25年度は、もう少しリニューアルをしまして、NBLというプロバスケットボールチームを呼んで、集客をしていこう、みんなに観ていただくことを進めております。3月に予定しておりますが、24年度の昼食代よりはもう少し金額が張ると思われれます。

委員 参加、観客人数ですが、相撲とバスケットは過去の方は、わからないのですか。

担当課 相撲とバスケットは、24年度から補助が始まりました。24年度以前は、バスケットはやっていなかったですが、六軒相撲は毎年500人くらいがいらしていたようです。

委員 ラグビーは、毎年2千人の参加、観客数ですが、目標値に対してどれくらいですか。

担当課 目標をオーバーしています。スタンドは千人収容ですので、溢れ出してしまっている状態です。

委員 それであれば、成功しているということですね。2千人は、マックスですか。

担当課 マックスということはありませんが、陸上競技場のスタンドと反対側の芝生席はいっぱいです。

委員 もう少し増やせるように考えられればいいのですが。

担当課 あとは、グラウンドの中に降ろしてしまうしか方法がありません。

委員 印西市の名物になるといいと思います。

担当課 2019年にラグビーのワールドカップが日本でありますので、それまでは、ラグビーまつりを継続していきたいと思います。今は、情報収集に努めているところです。

委員 印西市で行っている3つのスポーツ行事ですが、24年度は、参加者や観客数が200人から500人くらいと少ないですよ。この3つのスポーツを印西市を代表するスポーツとして、このままやっていっていいかどうか、という根本的な問題があると思います。それと、体育協会と重なってしまうことはないのでしょうか。

担当課 ラグビーまつりについては、24年度は、当日が豪雨だったため、集客が思うように伸びなかったということがあります。バスケットボールにつきましては、有名な指導者が来たのですが、PRが上手くいかなかったと思います。反省しなければいけないところでございます。今年度の事業につきましては、プロバスケットチームを呼びますので、フェスティバルの実行委員会に計画を練っていただいています。スポーツは、自らスポーツするのが好きな方と観戦して応援することが好きな方がいらっしゃいます。そういった方をスポーツ振興につなげていくためには、有名な団体を呼んで集客を増やして、一緒になって声援して、感動を分かち合っただけであればと考えております。そういった中で事業の仕掛け、仕組みを工夫していただくようお願いしているところでございます。それと、この3つの事業に特化しているわけではございません。いろいろなスポーツ種目を上げていただければということで、体育協会やスポーツ少年団等から、要望を上げていただいて、この補助金の目的に添うものであれば、展開していただきたいと思います。直近では、棒高跳びの種目が26年度

の行事として上がってきましたので、予算要求させていただいたところです。間口は広げていきたいと思いますが、どれだけ予算確保できるかはっきりはしませんが、要望はさせていただいて、このスポーツ行事補助金の中に組み込んでいければと考えております。

委員 観るスポーツとして 観客数を増やすためにも工夫が必要だと思いますので、お願いします。

委員 事前の質問のラグビーまっりの食糧費の内訳について回答いただきましたが、ファンクションの部分は、慰労会のためやめるのは難しいが、昼食代は、削減の方向ということでしたけれど、どの部分が削減されることになるのでしょうか。

担当課 選手の昼食代を削減していきたいと考えております。

委員 選手の方だけですか。他は削減しないですか。

担当課 役員は朝から駐車場の整理や、会場の設営、運営を行いますので、お弁当は用意したいと考えております。

委員 昼食代は、役員分と選手分が入っていて、選手分は削減ということですか。

担当課 はい。

委員 飲食の部分は、難しいところですが、補助金を何に使うのかきまりはないのでしょうか。

担当課 食糧費も補助の対象の1つになっていまして、対象経費の3分の2の額の補助で、50万円を限度としています。

委員 ファンクションの慰労費は、理由としてはわかりますけれど、これは、補助金として出すべきものなのかわからないのですが、接待費みたいなものですよね。来ていただいたことに対するお礼のような感じですよ。それを補助金で出すのが妥当かどうかよくわかりません。来ていただいた方に、交通費等は、出しているのですか。

担当課 一部、交通費を負担しているものもございます。女子ラグビーも呼んでいまして、その方々が、最寄りの駅から松山下公園まで来る交通費は、負担しています。

委員 実業団の方は、どういう扱いになっているのですか。

担当課 バス、自家用車で来ていただいています。

委員 補助していますか。

担当課 自己負担です。

委員 3つのスポーツ行事をやっていて、新しいのも出てきたということですが、ラグビーは、かなりの観客が訪れてくるというのは、どういうことなのでしょう。

担当課 市内だけではありませんので、スポーツに精通する方、根強いファンの方がいらっしゃるからだと思います。

委員 呼んだチームが良かったということですか。それとも、ラグビーという種目が良かったのですか。

担当課 実業団のNEC、NTT、クボタ等社会人チームのゲームを間近で見られるというチャンスが非常に少ないのです。それをまつりの1コマに組み込んでいるので、集客が多いと思います。終わった後には、選手が来ていたユニホームをオークションをしたり、ファンとの交流会もやっております。

委員 ラグビー好きが見に来ているのですか。

担当課 基本的には、そうだと思います。

委員 市外からも来ているということは、そういう集客力もあるということですか。

担当課 市外の方が多いです。

委員 いろいろな補助金の話をしてきましたが、観光や農業といっても目玉が無いという話も出たのですが、こういうところで目玉があるのだと感じました。集客力があるのであれば、意味があると思いました。

担当課 ここで、国体のクライミングの世界カップ、年間を通して言えば、関東大学女子駅伝、ラグビー、観戦スポーツをいくつか印西市も手掛け始めたところですが、市内市外問わず、精通する方がお見えになって、その方に満足していただけるような仕組み作りには、最寄りの木下駅や千葉ニュータウン駅からのシャトルバスを出して、足の便の確保をすとかして、委員のおっしゃったように、スポーツを手段として、

印西市を売って行こう、知っていただくということがあります。できれば、スポーツイベントを通じて、多くの方に印西市を知っていただくということも必要だと思いますので、機会があれば大きなイベントもやりたいと考えております。

委員長 ラグビーまつりですが、私は観るスポーツの振興という言葉はないと考えています。スポーツは、基本的にやるものだと思います。そこにつながらず、観るスポーツだけで終わってしまえば、補助金を出す意味がないと思います。観ることによって、何人集めたかではなくて、やる人がその後どれだけ続いていくか、地元の振興につながらなければ、単なる呼び合いになってしまいます。なおかつ、この地域であれば、例えば秩父宮まで行くのに、1時間ちょっとで着きますよね。充分見に行ける距離です。そうであれば、印西市でやる意味はないのかと思います。地元のラグビーの振興につながらなければ、観るスポーツは、あり得ないと思います。そうしてみると、印西市の場合は、ラグビーの振興を長年やってきました。長年やってきたけれども、少年のチームが1チームあるのみで、増えていません。この近隣で、私が、ラグビーまつりをやっているのを知っているのは、つくば市と熊谷市です。両市とも地元の有名チームが参加しています。それだけでなく、地元の高校で、全国大会で活躍するチームや、小学生、中学生も参加しています。地元でラグビーが根付いてこそ、ラグビーまつりをやる意味があると思います。印西市の場合は、長年やってきたけれども、少年のチームが1チームあるだけで、まるっきり振興につながってないです。たしかに、ラグビーのワールドカップもありますけれども、ここで地元で根付くものがあるのかということ、その辺の取っ掛かりが何もなくて、ただトップチームを呼んでいるだけです。観客数が多いと言っても、我孫子市にNECがありますから、近くでやれば動員するに決まっています。社員や取引先を呼びますから、満員になるのは当たり前です。観客数が多いからと、満足してはだめです。地元でどれだけ根付くかどうかです。観客数を満員にするのが目標ではなくて、地元で根付くかどうか、そこを目標にしないと、この事業をこれ以上続けてほしくないという感じはします。それから、バスケットボールですが、ラグビーまつりのバスケットボール版みたいな感じがしますが、これも地元で根付くチームが揃っていくところにつながってもらわないと、始めたばかりですが難しいと思います。六軒相撲は、地元の方も頑張ってきたので、応援したいのですが、補助の対象が、食糧費がメインになっているのは問題だと思います。でも、これはスポーツだけでなく、地域振興の意味もあるでしょうから、そちらの方でもテコ入れする形で盛り上げていけばいいと思います。

委員長 他に質問ありますか。無いようですので、以上でこの補助金を終わりにします。ありがとうございました。それでは、委員会としての今後の方向性について、意見を伺いたいと思います。まず、62体育協会運営事業補助金についてお伺いします。

委員 私は、縮小して継続です。

委員 私も、縮小して継続です。

委員 私は、現状維持で継続です。

委員長 私は、縮小して継続です。

委員会の意見としては、縮小して継続で、現状維持で継続を少数意見とします。次に、63スポーツ少年団運営事業補助金について、意見を伺います。

委員 私は、現状維持で継続です。

委員 私も、現状維持で継続です。

委員 私も、現状維持で継続です。

委員長 私も、現状維持で継続です。

委員会の意見としては、現状維持で継続とします。次に、64スポーツ行事補助金について、意見を伺います。

委員 私は、現状維持で継続です。

委員 私も、縮小して継続です。

委員 私も、縮小して継続です。

委員長 私も、縮小して継続です。

委員会の意見としては、縮小して継続で、少数意見として現状維持で継続とします。

委員長 それでは、議会事務局所管補助金の65議会政務活動費交付金について、担当課から簡単に説明していただいた後に、質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

担当課 議会政務活動費交付金について、説明させていただきます。名称は、印西市議会政務活動費の交付に関する条例でございます。目的ですが、地方自治法第100条第14項から16項の規定に基づき、印西市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、印西市議会における会派に対し交付しています。会派は、所属議員が1人の場合も含んでおります。平成24年度の予算計上の積算根拠は、交付額、月額3万円かける12ヶ月かける24人で864万円でございます。平成24

年度の実績は、予算864万円に対し、663万236円です。補助効果につきましては、市民を代表する議員が、市政についての調査研究等を行うことにより、市が計画する施策及び各事業について、議会や常任委員会等の場において質疑や議論が生じ、より良い施策及び各事業となることで、その効果は、直接又は間接的に市民に反映すると考えております。補助金の終期の用途があるかですが、それにつきましては、ございません。過去に補助率、内容等、補助金の見直しを行ったことがあるかについては、平成17年6月に、交付額月額2万円を3万円に変更しております。平成25年2月に、補助対象にその他の活動を追加しましたが、こちらは、条例上文言の改正を行ったものでございまして、用途につきましては実質上の変更はございません。以上です。

委員長 それでは、質問させていただきます。

委員 この活動費というのは、地方自治法の第100条に基づいているようですが、この経費が何故、補助金で賄われているのでしょうか。

担当課 地方自治法第100条第14項に、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない、という規定がございますので、これに準じて条例を定めて交付しています。

委員 民間ですと、活動するための費用は、別途に旅費や交通費という項目があって、不足するものは出張費となっています。疑義を感じたのは、使ってしまった、赤字になってしまうということが、許されるのでしょうか。

担当課 赤字になった部分については、自己負担です。

委員 自己負担ということは、オーバーしても構わないということですか。領収書を付けてもらって、正当であるか確認するのが通常だと思いますが、領収書を付けてもらっているのでしょうか。

担当課 領収書は、全ての支出に対して漏れなく提出することになっています。

委員 資料を見ると、その他の経費がない方がいましたが、そういうことはあるのでしょうか。

担当課 何個か支出項目がありますが、その項目に該当しないということで0円になっていると思います。

委員 調書の平成24年度政務調査費一覧がありますが、戻入額0円となっていますが、どういうことですか。

担当課 全額使い切ったということです。先程の条例にも書いてあったとおり、必要な経費の一部ということですので、1人会派の方ですと、月額3万円で、年額36万円で、例えば広報紙として36万円全部使っている方がいますけれども、この方は、実際は36万円ぴったり広報紙で使ったというわけではなくて、実際は36万円以上支出されているのですが、政務活動費として交付を受けた36万円に対しての報告をいただいています。自己負担部分については、記載する必要がないということです。

委員 領収書も36万円分の提出ですか。

担当課 自己負担分と、政務活動費で使った分を分けていて、提出していただいているものは、政務活動費として使った分です。

委員 収支内訳書を詳しく書いている方と、簡単に書いている方がいますけれど、統一していないのですか。

担当課 様式は、事務局で用意しまして、記入の仕方は、指導はしています。なるべく統一を図りたいと思っているのですが、まだ統一されていない部分が若干あると思います。

委員 交通費の清算は、どのようにしているのですか。切符を買った時は、領収書を付けてもらうのですか。

担当課 公共交通機関、例えば、代理店を通して購入されるものは、事前に金額がわかりますから、書類として提出してもらいます。当日買うようなものは、領収書が出ませんので、事務局がホームページ等で確認しています。

委員 それについても、詳しく書いている方とそうでない方がいますので、統一した方がいいと思います。市民がこれらの書類を見たい時は、どのような手続きをすればよいのでしょうか。

担当課 市民への公開につきましては、年に1度、議会だよりに、各会派の金額だけですがけれども、収支報告を載せています。より詳細な領収書等のついた書類につきましては、情報開示請求の手続きをしていただきまして、閲覧をしていただきます。

委員 例えば、調査旅費の項目で、研修視察・先進地視察に関する旅費が、13万1,205円となっていますが、この内訳はあるのでしょうか。

担当課 今回の資料以外にも、研修当日の資料とか詳細な資料も提出していただいています。

委員 どのようなものでしょうか。

担当課 日程表や、視察の結果報告書等を提出していただいています。

委員 それらを見て、総合的な判断をするということですか。

担当課 はい。

委員 不正に請求するというようなおそれはありませんか。

担当課 議員もご承知だと思っておりますので、そういったことは無いと思っております。

委員 それならば結構ですが、内訳書を詳しく書いている方と、そうでない方の差が激しいと思いました。それと、24年度予算額が、864万円で、決算額が約663万円で、77%くらいの執行率だと思いたしますが、合っていますでしょうか。

担当課 24年度の予算額は、864万円だったのですが、議員の辞職、年度の途中で会派を離脱した議員がいましたので、実際の交付額は、819万円になっております。

委員 政務活動費を補助金で出すのは、地方自治法で決まっていますよね。

担当課 はい。

委員 補助金で出すというのは、第100条ではなくて別のところで、決められているのですか。補助金であるという前提で、お話しますと、中身はチェックしているということですが、補助金なのだから、それなりの効果はどう考えていますか。

担当課 例えば、先進地を視察して、印西市より優れたことをしていたら、取り入れたいという時に、議会の一般質問で、印西市もそのようにやったらどうかという形で質問して、施策として取り入れてもらえるように、働きかけたりしています。

委員 そうというのは、仕組みとしてやられているのでしょうか。

担当課 昨年度に関しましては、先進地を視察した議員が、議員発議として条例を制定したという経緯もございます。

委員 例えば、こういうことをやりましたという実績を一覧にまとめているとか、そういうことはされているのですか。

担当課 していません。

委員 先程のお話は、たまたま昨年度は、行いましたというものですよね。そうではなくて、中身を見て、何に使ったかではなくて、そのリターンは何なのかということがないと、補助金としての効果が出てこないのではないかと思います。そういう仕組みを作らない限りは、効果がわからないと思います。せっかく出したお金なのだから、ここに行きましたただけでなくて、行って成果を集めることをしないと、単なる使いっぱなしで、市民としては納得いかないと思いました。それが、しっかりと議会に反映されているとか、その結果が市民に返ってくれば、納得できると思います。仕組みを作ってほしいと思います。

委員 例えば、沖縄を訪問した議員がいますけれど、何をしに行ったかわからないです。それが市民にもわかるようにしてほしいです。

担当課 開示請求していただいた方には、どのような理由で、どこに行って何をしたか視察目的等をすべて公開しております。

委員 また同じ話になりますが、添付している条例とか規則を見ると、交付金を出すと書いてありますが、補助金とは書いていないですよね。ということは、補助金ではないのでしょうか。

事務局 交付金という名称になっていますので、補助金ではないのではないかとということですが、今回の委員会は、補助金等評価委員会の評価対象は、補助金等となっております。交付金も、実際に市として支出している科目は19節で、補助及び交付金となっていて、同じ所から支出しています。名称は違いますが、中身的には補助金の要素を持ったものですので、今回対象としました。

委員 交付金として評価するスタンスということですね。一部を補助するということが、トータルの支出額が36万円を超えている場合の額は、把握しているのですか。

担当課 政務活動費が、自己負担額分を含めていくらというのは、把握はしていません。

委員 そうすると、36万円の方が何人かいますよね。例えば、50万円使った場合、50万円をこう使って、その一部の36万円を請求ということであれば、非常にクリアですよ。36万円ちょうどの方は、領収書は36万円分で1枚だけ提出されるのですか。

担当課 いくつかの額の領収書を組み合わせて、36万円を超える方も若干いらっしゃいます。

委員 例えば、調書の最後のページの方は36万円ですが、どのようなケースですか。領収書は、1枚だけですか。

担当課 広報発行は何回かありまして、1回20万円かかります。1つは20万円の領収書で、もう1回も20万円かかったのですが、36万円が上限ですので、その20万円のうち、16万円を政務調査費として交付しました。

委員 その時は、領収書は、どういう書き方ですか。

担当課 広報を何回かに分けている方に関しましては、その度毎の領収書をいただいております。合算すると36万円を超える場合につきましては、これ以上は、自己負担ですという一文をいただいております。

委員 私の質問は、領収書は、36万円として1枚ついているのですか、ということです。40万円や50万円の領収書をつけて、一文もらっているということですか。

担当課 はい、そのとおりです。

委員 収支内訳書に、いろんなものを1円単位で全部書いている方がいますけれども、領収書も1円単位で提出してもらっていますか。

担当課 はい。円単位の領収書をいただいております。

委員 ちょうど、36万円に合わせて領収書をつけているのですか。

担当課 領収書は、36万円を超える額でつけていただいておりますが、支出の金額につきましては、交付金額は36万円でありますので、収支内訳書は、36万円に合わせて書いていただいております。

委員 領収書のトータルは、この収支内訳書とは違うということですか。

担当課 はい。

委員 36万円に数字を合わせて書いているということですね。

担当課 はい。

委員 そうすると、一般の人が見てもわかりづらいですよ。全体がいくらで、その内36万円が交付金と書けばわかりやすいのですが、これだどつじつま合わせて作ったような感じですよ。

担当課 収支報告書の記入につきましては、監査委員より、交付金のみを記載するように指導がございまして、36万円以上使われた場合は、収入と支出で同じ額を書いていたでいます。

委員 添付している領収書の金額とは、合わないということですね。

担当課 はい。

委員 そういうルールなら仕方ないですけど、わかりづらいです。人数の多い会派は、みんなでやっているから、1人当たりが少なくなって余ることもあるけれども、1人の会派は、単価が高くなるから36万円全部使うということですか。

担当課 そういうこともあります。

委員 事前質問の回答で、議会改革推進特別委員会という言葉が出てくるのですが、どのような委員会で、どのような活動をしているのですか。

担当課 議会改革ですので、政務活動費の取扱いについて今後どうしていくかとか、どういうふうに公開していくかを検討したり、例えば、議会基本条例を研究したり、報酬、定数の見直し等、議会の運営等に関することを、今後よりよくしていくために、どういことをやっていくか検討しています。

委員 昔からある委員会ですか。

担当課 特別委員会ですので、必要に応じて設置してきました。

委員 その中で、活動費の検討をしているということですね。事務局が提案したり、考えたりするのですか。

担当課 議員から考えを上げてもらって、事務局は具体的にどのような表現で表すかについては、お手伝いさせていただいています。

委員 何かあった時には、議長の指示のもとに、事務局職員が調査を実施するとなっていますが、過去の事例はありますか。

担当課 ないです。

委員 透明性の確保に努めるとなっていますが、どのようにしているのですか。

担当課 透明性に関しての規定につきましては、今回改正された自治法で明記されていますけれども、それ以前、努力していなかったというわけではないです。

委員 必要なことなので、過去におこなったのかと、やるとすればどのような体制で行うのかを伺いたいです。

担当課 過去に、実績はございません。

委員 透明性は、必要だと思います。

委員長 会派に交付することになっていますけれども、対象を個人ではなくて、会派にした理由は何ですか。

担当課 会派としたのは、なるべく同じ主義主張を持った人達が集まって、議会の場で訴えていった方が、議会の活動上いいだろうという考えで、会派を対象としていると思います。

委員長 そうであるとすれば、どうして1人会派も補助対象とするのですか。片方では、会派を対象としながら、片方では、誰にでも交付しますよと言っていますよね。そこが、一貫していないと思います。議会が決めたからそうなのでしょうけれど。それと、印西市議会は、年間の開催日数はどれくらいですか。

担当課 定例会が4回ございまして、100日間くらいです。

委員長 100日間に対して、多いか少ないかというのは言いにくいですが、例えば、

全国市議会議長会の調査を見てみたのですが、人口規模で見ると、人口5万から10万人のところは、1番多いのが1万円以上から2万円未満、2番目が2万円以上から3万円未満で、3万円以上から5万円未満が10.8%でした。そこに印西市が入っています。人口区分から見て、全体よりも少し水準が高いです。その1割に入っていますよね。何を参考にして3万円としているのですか。

担当課 平成17年6月に、当時2万円だったものを3万円に上げました。近隣の市町村も参考にしたと思います。

委員長 普通であれば、全国的な人口規模を見ながら、だいたいどのあたりの水準か見ると思います。近隣市町村を見ても、人口が同じようなところはあまり無いですから、金額だけを合わせても、人口規模が違うので水準が違いますよね。特に理由なく、なんとなく3万円にしたのでしょうか。

担当課 より広範に、活動を行えるようにということだと思います。

委員長 給料であれば、ラスパイレス指標や全国水準を見ながら決めますよね。政務調査費も全国市議会議長会がありますので、その中の水準を見ながら決めるべきだと思います。

委員長 他に質問ありますか。無いようですので、以上で終わりにします。ありがとうございました。それでは、65議会政務活動費交付金について、委員会としての今後の方向性について、意見を伺いたいと思います。

委員 私は、現状維持で継続です。

委員 私は、縮小して継続です。

委員 私は、現状維持で継続です。

委員長 私は、縮小して継続です。理由は、全国平均より高いからです。
委員会の意見としては、現状維持で継続、縮小して継続の両意見とします。

委員長 それでは、本日のヒアリングはすべて終了しましたので、以上で第14回補助金等評価委員会を終了します。お疲れさまでした。

平成25年11月25日に行われた第14回印西市補助金等評価委員会の会議録は、事実と相違ないので、これを承認する。

会議録署名委員 藤澤 進

会議録署名委員 岡川弘和